全ト協３５０号(環)
令和８年１０月２７日

各都道府県トラック協会会長　殿

公益社団法人　全日本トラック協会
会　長　　寺　岡　洋　一
（公印省略）

事業用自動車事故調査報告書の公表について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省より、別添のとおり、事業用自動車事故調査委員会が新たに公表した「事業用自動車事故調査報告書」について、周知の依頼文書が発出されました。

今回公表された事案では、事故時には、大型トラックの運転者が、酒気帯び運転の基準値を超えるアルコールを体内に保有しており、また事故の原因として、①始業点呼時のアルコール検査で検出されないよう、始業点呼後に飲酒をしたことが推定され、事故前にも常習的に飲酒運転を繰り返していたと考えられ、法令遵守の意識が低い状態であった、②安全優先、法令遵守の企業姿勢を事業者内全体に示すことが出来ておらず、適性診断による運転特性の把握、定期的な安全運行に関する指導監督が適正に行われていなかった、とされております。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めるよう、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

（参考）
〇国土交通省報道発表 https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html
※本件につきましては、全ト協の公式ＨＰにもリンク掲載いたします。

【本件に関する問い合わせ先】
（公社）全日本トラック協会　交通・環境部　電話：０３－３３５４－１０４５

国自安第１２２号
令和８年９月７日

公益社団法人全日本トラック協会会長　殿

国土交通省物流・自動車局
安全政策課長
（公印省略）

事業用自動車事故調査報告書の公表について

事業用自動車事故調査委員会においては、事業用自動車の起こした重大な事故について、各分野の専門家が議論し、事故要因の調査分析を行っております。

この度、同委員会により下記１件の事業用自動車事故調査報告書が公表されました。

つきましては、貴会傘下事業者において、本報告書を運行管理者や運転者への指導教育に活用し、より一層の安全運行に努めていただけるよう、関係者への同報告書の周知方よろしくお願いいたします。

記

〔特別重要調査対象事故〕

大型トラックの追突事故（群馬県伊勢崎市）：別添１、別添２

事故概要：大型トラックが片側２車線の第２車両通行帯を、法定速度（60km/h）を大幅に超える約 90km/h で走行中、中央分離帯を乗り越え、対向車線を走行してきた乗用車と正面衝突し、さらにその後方の乗用車に衝突した。この事故により最初に衝突した乗用車に乗車していた３名が死亡し、後方の乗用車の運転者が軽傷を負った。
事故時には、大型トラックの運転者が、酒気帯び運転の基準値を超えるアルコールを体内に保有していた。

事故原因：①始業点呼時のアルコール検査で検出されないよう、始業点呼後に飲酒をしたことが推定され、事故前にも常習的に飲酒運転を繰り返していたと考えられ、法令遵守の意識が低い状態であった。
②安全優先、法令遵守の企業姿勢を事業者内全体に示すことが出来ておらず、適性診断による運転特性の把握、定期的な安全運行に関する指導監督が適正に行われていなかった。

※　事業用自動車事故調査報告書については、以下のＵＲＬからもご確認いただけます。
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html